

久之浜第一小学校いじめ防止基本方針

いわき市立久之浜第一小学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- いじめの定義（いじめ防止対策推進法 2条）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

- いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を前職員で共有する。そして、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本理念に立ち、すべての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止等の対策のための組織

- ① いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭等（必要があれば外部委員）からなるいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて開催する。いじめ事案発生時は緊急に委員会を開催し、指導体制・方針を決定する。事案によっては、関係機関と連携する。

- ② 職員会での情報交換及び共通理解

職員会で、全教職員で配慮を要する児童や生徒指導上の問題等について現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ防止のための取り組み

- ① 学級経営の充実

- こまりと調べや各種アンケート等を行い児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 委員会や学級の係の活動を友達と協力して行うことを通じて、学級への所属感・連帯感の育成に努める。

- ② 道徳教育・人権教育の充実

- 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己と他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- いじめは、相手の基本的な人権を脅かす行為であり、人間として許されるものではないことや人権教育の基盤である生命尊重の精神などの人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ③ 相談体制の整備

- 養護教諭等の協力などで担任以外にも相談できる体制を整える。

- ④ 縦割り班活動や体験活動の充実

- 縦割り班活動や体験活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人によりよく関わる力を身に付けさせる。
- ⑤ インターネット等を通じておこなわれているいじめに対する対策
 - 全校児童のインターネットや携帯に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童へのモラル教育を充実させる。

4 いじめの早期発見のための取り組み

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員が意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが大切である。

- 日常の学校生活の観察
- 個人面談
- こまりごと調べや各種アンケートの実施
- ノートや日記指導
- 家庭との連携・相談体制の整備

5 いじめに対する措置のための取り組み

- ① 正確な実態把握（いじめ防止対策委員会）
 - 当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、情報を記録する。
 - 関係教職員と情報を共有し、事案を正確に把握する。
- ② 指導体制・方針決定（いじめ防止対策委員会）
 - 指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
 - 指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
 - 事案によって教育委員会や関係機関との連絡調整を行う。
- ③ 子どもへの指導・支援（生徒指導委員会・担任）
 - いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
 - いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは消して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
 - インターネット上のいじめについては、使用する際のルールやモラルを指導するとともに、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。
- ④ 保護者との連携（生徒指導委員会・担任）
 - いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
 - 保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
 - 授業参観や個別懇談会や地区懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。
 - 保護者にもいじめについてのアンケートを実施し、情報を集める。
- ⑤ いじめ発生後の対応（生徒指導委員会・担任）
 - 継続的に指導・支援を行う。
 - カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。

6 家庭、地域、関係機関との連携

いじめ問題が起きたときには家庭・関係機関との連携をいつも以上に密にし、学校側

の取り組みについて情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

7 重大事態への対処

○ 重大事態とは（いじめ防止対策推進法 28条）

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

○ 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者 → 担任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長
 - ② 校長 → 教育委員会学校教育課
- ※ 緊急時には、臨機応変に対応する。
 ※ 教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
 ※ 必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。

○ 重大事態発生時の初動

- ① いじめ防止対策委員会で指導体制・方針の決定
- ② 生徒指導委員会で共通理解を図る
- ③ 調査方法（事実の究明）
 - いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - 事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④ 教育委員会学校教育課への報告と連携
- ⑤ 警察への通報など関係機関との連携
 - いわき中央署 26-2121
 - 教育委員会学校教育課 22-1111（内線63771） 22-7542
 - 浜児童相談所 28-3346
 - 地区民生委員

8 年間計画

月	内 容	月	内 容
4	いじめ防止基本方針の確認 学級懇談	10	
5	家庭訪問	11	困りごと調査 地区懇談会
6	困りごと調査 地区懇談会	12	校内研修 学級懇談
7	校内研修 学級懇談	1	
8		2	困りごと調査 地区懇談会
9	個別懇談	3	総括と評価